

## ウズベキスタン共和国法

### 「電気事業について」

2024年7月9日 立法会議採択

2024年7月10日 上院承認

## 第1章 総則

### 第1条 この法律の目的及び適用範囲

この法律は、電気事業分野における諸関係を規律することを目的とする。

この法律は、次に掲げるものには、適用しない。

発電容量が5MW未満であり、かつ、発電した電力を自家消費するものとし、統一電力系統に連系しない発電所

需要家が自家消費の用に供するため運用する電力貯蔵装置の使用に係る諸関係。

### 第2条 電気事業に係る法律

電気事業に係る法律は、この法律及びその他の法令により構成される。

ウズベキスタン共和国の国際条約が電気事業に係るウズベキスタン共和国の法令の定めと異なる規定を定める場合には、当該国際条約の規定を適用するものとする。

### 第3条 定義

この法律において、次に掲げる主要な用語を用いる。

**異常モード** 電気工作物の運転状態が、統一電力系統の信頼性を損なう恐れがある状態

**市場参加者** 電気の売買取引を行うことができる自然人又は法人、並びに当該電力系統の運用者

**認定需要家** 電気供給事業者を選択又は変更することができる需要家

**社会的サービス** 電気事業者が社会経済全般の利益の用に供するため提供するサービス

**発電事業者** 発電事業を営む法人又は自然人

**大口需要家** 卸電力取引市場において発電事業者から、又は小売電気市場において単一又は複数の電気供給事業者から電気の購入を行うことができる需要家

**単一電気購入事業者** 電気の売買取引を集中的に行うことができる法人

**需給バランス調整** 統一電力系統において、全ての要因を考慮した上で、電力需給バランスを維持し、電圧及び周波数をリアルタイムで制御する業務

**指定電気供給事業者** 電気供給事業者を選択することができない需要家に対し、又は認定需要家の要請に応じ、電気の保証供給(販売)を行う事業者

**配電系統** 送電系統又は発電事業者から最終需要家の接続点までの低電圧配電系統の電気工作物の集合体

**電気供給事業者** 需要家への電気の供給(販売)を行う事業者

**関連系統の運用者** 需要家が連系している送電系統、配電系統又は閉鎖配電系統のそれぞれの運用者

**給電運用業務** 統一電力系統をリアルタイムで系統運用し、その運転モードを他国の電力系統と連動して管理することにより、安定運転を図る業務

**系統運用者** 電気の需要と供給に影響を与える要因を考慮し、給電運用業務を行う法人

**系統サービス** 統一電力系統の安定運用を図るため、系統運用者が提供するサービス

**電力取引事業者** 送電系統及び配電系統の運用者を除く、電気の販売を行う法人又は自然人

**送電系統** 発電事業者、大口需要家及び配電系統が連系し、かつ、他国の電力系統と連系した35kW以上の高電圧電力系統の電気工作物の集合体

**送電系統運用者** ウズベキスタン共和国において送電系統の運用及び整備に係る業務を行う権限を有する法人

**利用者** 統一電力系統を利用することができる法人又は自然人

**発電所** 発電の用に供する電気工作物の集合体

**電力系統** 送電及び配電に必要な追加サービスを提供するものを含む、送電系統及び配電系統の電気工作物の集合体

**電気の供給** 電気の配電、供給及び需要家への販売

**電気事業者** 発電、送電、蓄電、配電、電気の購入、販売又は電力市場の制度化、並びに電気の輸入及び輸出を行う法人。但し、政府が直接又は間接的に株式を所有する電気事業者のグループは、単一の垂直統合型電気事業者とはみなされない。

**電気工作物** 発電、蓄電、送電及び配電の用に供する電気事業インフラ

**電気事業** 発電、蓄電、送電、配電、電気の供給、購入及び販売、並びに電気の使用を含む分野

**電気** 生産（貯蔵）及び使用が同時に行われることを特徴とする特殊な商品

**電力市場** 競争的卸電力取引市場及び小売電気市場

**電力市場運営者** ウズベキスタン共和国における競争的卸電力取引市場の安全かつ効率的な運用を図るため、競争的卸電力取引市場の制度化、及び市場参加者の代理として電気の売買取引の運用を所管する法人

**電力市場規則** 競争的卸電力取引市場及び小売電気市場の参加者が遵守すべき、ウズベキスタン共和国閣僚会議が策定する法規範であり、競争的卸電力取引市場及び小売電気市場の規則に定めるもの

**電力貯蔵システム** 蓄電及びその後の送電、配電の用に供する蓄電池、機械的貯蔵システム、揚水発電所及びその他の設備の集合体

**競争的卸電力取引市場** 電気事業者、大口需要家及び他国の電気事業者間の競争原理に基づき、電気の売買取引を規制する制度の集合体。電気事業者は、電力市場規制当局から受ける許可に基づき、競争的卸電力取引市場において事業を営む。

**競争的卸電力取引市場の規則** 競争的卸電力取引市場の効率的な運用を図るため、ウズベキスタン共和国閣僚会議が定める規則の集合体

**競争的小売電気市場** 単一又は複数の地域において認定需要家への電気の販売、及び／又はウズベキスタン共和国閣僚会議が定める手続により、認定需要家以外の需要家への電気の販売を目的とする、二者以上の電気供給事業者間の電力売買取引の制度及び手続の集合体

**競争的小売電気市場の規則** 競争的小売電気市場の効率的な運用を図るため、ウズベキスタン共和国閣僚会議が定める規則の集合体

**統一電力系統** 発電及び蓄電の用に供する電気工作物、送電系統及び配電系統、並びにそれらの給電運用システムの集合体

#### 第4条 電気事業分野における基本原則

電気事業分野における基本原則は、次に掲げるものとする。

法令遵守

健全な競争

平等及び説明責任

公開性及び透明性

電気事業分野における安全の優先

## 第2章 電気事業に係る政府規制

#### 第5条 電気事業政策の基本方針

電気事業政策の基本方針は、次に掲げるものとする。

環境への悪影響の低減、温室効果ガスの排出量の削減及び安全の確保を図る措置を実施し、電気事業の持続可能な発展及び効率性の向上を図ること

統一電力系統の安全で安定的な運用、並びに需要家の電気に対する需要を満たすことを目的とし、供給の安全を確保すること

統一電力系統に接続し、それを利用する権利を保護すること

競争力、透明性及び差別の防止を図ること

電気事業分野における補助及び内部相互補助の段階的に排除すること

電気事業分野における他の事業及びそれらに係る利害関係から、送電及び配電事業の独立を確保すること

電気事業分野におけるエネルギー効率の高い技術及び再生可能エネルギー設備の使用を支援すること  
他国の電力系統と連系した送電系統の運用容量の効率的な活用を図り、他国との電力融通を促進すること  
需要家の権利及び正当な利益の保護を図ること。

## 第6条 電気事業に係る政府規制を実施する機関

電気事業に係る政府規制は、次に掲げる機関が実施するものとする。

ウズベキスタン共和国閣僚会議  
ウズベキスタン共和国エネルギー省  
ウズベキスタン共和国エネルギー市場整備・規制庁  
電力、石油製品及びガス使用監督局  
地方行政機関。

## 第7条 電気事業分野におけるウズベキスタン共和国閣僚会議の権限

ウズベキスタン共和国閣僚会議は、次に掲げる事項を実施する。

電気事業分野における統一された国家政策の実施を図ること  
電気事業分野における整備計画の策定及び実施を図ること  
電気事業分野における経済改革の基本原則及び優先方針を策定すること  
電力需給計画を承認すること  
電気事業分野における国際協力に係る調整を行うこと  
電気工作物に係る資金調達、建設、運転開始及び廃止の手続を定めること  
社会保護を必要とする需要家に対する社会的サービスの提供手続を承認すること  
社会的サービスの提供に係る電気事業者の義務を定めること  
単一電気購入事業者の商取引規則を含む、競争的卸電力取引市場及び電気小売市場の規則を定めること  
と  
基幹系統及び配電系統利用ルールを定めること  
電気計器の設置及び利用の手続を定めること。

ウズベキスタン共和国閣僚会議は、法令に定めるその他の権限を行使することができる。

## 第8条 電気事業分野におけるウズベキスタン共和国エネルギー省の権限

ウズベキスタン共和国エネルギー省は、電気事業分野における指定管轄行政機関(以下「指定管轄行政機関」という。)とする。

指定管轄行政機関は、次に掲げる事項を実施する。

電気事業分野における統一された国家政策を実施すること  
統一電力系統の安全かつ信頼性の高い運用、並びに需要家の電気に対する需要を満たすことを図ること  
電力需給計画を策定し、その履行を監督すること  
電気事業分野の発展に係る国家事業計画、構想及び戦略を策定、改定、実施し、その履行を監督すること  
電気事業分野の10か年整備計画を策定し、その年次改訂を行うこと  
民間投資家の株主及び電力市場規制当局の承諾を得た上で、国が所有する発電所の当該民間投資家への売却、又はこれら電気工作物の運営を単一又は複数の民間投資家への委託を図ること  
新設発電所の建設について、国内外の投資家向けの公開性及び透明性を確保した入札を法令に定める条件に従い実施すること  
競争的卸電力取引市場の規則が施行されるまでの間、電力需要を満たすために、発電所の十分な発電容量を確保すること  
競争的卸電力取引市場の規則が施行されるまでの間、国内外の投資家が運転開始する発電所の設計、建設、資金調達、所有権の行使及び運用を監督・統括すること  
その権限の範囲内で、電気事業分野における技術規制、標準化、計量及び認証に係る業務を統括すること  
と  
系統運用者と共同で、統一電力系統の各運転モードを定めること  
他国の電力系統と連系した送電系統を含む、統一電力系統における負荷投入及び負荷管理に係る規則の履行を監督すること  
社会保護を必要とする需要家への社会的サービスの提供手続を策定すること  
電気事業分野における科学研究及び新技術の導入を統括すること  
電力の輸出及び輸入を促進するため、他国の管轄当局との連携を図ること  
その権限の範囲内で、電気事業分野に係る法令案を策定し、制定すること  
越境事業に係る隣接国の管轄官庁との協力を含む、国際協力を推進すること  
その権限の範囲内で、統一電力系統への連系点における発電容量500kW以下の発電所(以下、「マイクロ発電所」という。)の運用に対する規制に係る決定を行い、その履行を図ること。

指定管轄行政機関は、法令に定めるその他の権限を行使することができる。

## 第9条 電気事業分野におけるウズベキスタン共和国エネルギー市場整備・規制庁の権限

ウズベキスタン共和国エネルギー市場整備・規制庁は、電力市場の整備及び規制における管轄行政機関(以下、「電力市場規制当局」という。)とする。

電力市場規制当局は、次に掲げる事項を実施する。

- 電力市場の運営に係る規制、監視及び監督を行うこと
- 電力市場の運営に係る法令(電力市場の構想及び規則を含む。)を策定し、実施すること
- 所定手続により、電力市場の構想の3年ごとの見直しを図ること
- その権限の範囲内で、省庁、地域行政機関、その他の組織、役人及び市民に対し拘束力のある決定を発令し、その履行を監督すること
- 大口需要家の資格を判定すること
- 電気供給事業者を選択することができない需要家又は需要家の区分の指定に係る手続を策定すること
- 電気事業者が提供するサービスの条件を認可し、その履行を監督すること
- 法令の規定に従い、その権限の範囲内で、市場参加者の支配的地位の形成の未然防止を図る決定を発令すること
- 卸売価格及び小売価格の監視義務の履行を含む、電力市場における透明性を監督すること
- 市場参加者の許可手続を策定し、許可の発行を行い、許可要件及び条件の遵守を監督すること
- 関連システムの運用者及び単一電気購入事業者の自主事業に対する要件の遵守を監視し、所定要件の違反行為に対し、法令の規定に従い、適切な措置を講じること
- 法令の規定に従い、電力市場の運営に係る検査を企画し、実施すること
- 電気事業者及び行政機関に対し、電力市場の運営に係る情報を請求すること
- 関連システムの運用者及び単一電気購入事業者の取引条件、料金及び価格の設定を図る措置を講じること
- 料金及び負担金の算定方法を策定し、規制料金及び負担金を設定し、その適切な適用を監督すること
- 電気事業者間における直接又は間接的な補助の発生及び／又はその拡大の未然防止を図り、監督すること
- 電気事業者の不法行為による損害賠償制度を企画し、その適切な運用を監督すること
- 送電系統運用者の独立性の判定基準を策定し、その遵守を監督すること
- 関連システムの運用者の投資計画を認可、監視し、必要に応じその見直しに関する勧告を行うこと
- 需給バランス維持の仕組み及び手法の効率性を含む、送電系統運用者の事業活動を監視すること
- 社会的サービスの提供記録を管理すること
- 電力市場の整備及び規制に係る国際協力を推進すること
- 電力市場における利用者の無差別な参加に必要な技術情報及び商務情報の品質及びその提供を監督すること
- 電気事業分野における越境事業について、隣接国の管轄官庁と協力すること
- 電力市場規制業務計画の履行に関する年次報告書を作成し、ウズベキスタン共和国閣僚会議に提出すること。

電力市場規制当局は、その年次予算を自主裁量により策定するものとする。

電力市場規制当局の業務の財源は、市場参加者が支払う、許可にかかる一時金手数料及び年次定期手数料とする。しかし、許可にかかる年次定期手数料は、許可事業者の年間売上高の2パーセントを超えてはならない。

電力市場規制当局は、法令に定めるその他の権限を行使することができる。

## 第10条 電気事業分野における電力・石油製品・ガス使用監督局の権限

電力・石油製品・ガス使用監督局は、電気事業分野における国家監督を実施する機関(以下「国家監督機関」という。)とする。

国家監督機関は、次に掲げる事項を実施する。

- 電気事業分野を規制する法令案の策定に参画すること
- 発電、蓄電、送電、配電(電気の供給)及び電気の使用における安全の確保を図る措置を講じること
- 商品(役務、サービス)、建物、構築物及び機器のエネルギー効率基準及び省エネルギー基準への適合、並びにエネルギーの合理的利用及び品質指標に対し国家監督を行うこと
- 省エネルギー措置又は電気の合理的かつ効率的な使用に係る要件の不遵守に対し、違反者の責任追及措置を講じること。

国家監督機関は、法令に定めるその他の権限を行使することができる。

### 第 11 条 電気事業分野における地域行政機関の権限

地域行政機関は、次に掲げる事項を実施する。

- 電気事業分野における整備計画の策定及び実行に参画すること
- 電気事業分野における地域計画の策定、制定及び実施を行うこと
- 電気工作物の用地の確保を図ること
- 各地域における翌年の電気使用量の予測を承認すること。

地域行政機関は、給電運用業務、並びに発電、送電、蓄電、電気の供給(配電、販売)業務について干渉してはならない。

地域行政機関は、法令に定めるその他の権限を行使することができる。

## 第 3 章 電気事業分野における規則

### 第 12 条 卸電力取引市場及び電気小売市場の構想

卸電力取引市場及び電気小売市場の構想(以下「市場構想」という。)は、電力市場及びその各部門の組織及び機能の詳細な枠組み及び原則を定めるものとする。

市場構想は、次に掲げる事項を規定しなければならない。

- 電力市場の全体的な構造及び範囲
- 電力市場への移行の段階及び各段階において実施すべき措置
- 各段階における市場参加者の課題
- 社会的サービスの提供を図るための措置
- 電気供給事業者を選択することができない需要家又は需要家の区分の指定。

市場構想は、法令の規定に従い、その他の要領及び原則を規定することができる。

市場構想は、電力市場規制当局が策定し、ウズベキスタン共和国大統領がそれを承認するものとする。

### 第 13 条 競争的卸電力取引市場及び電気小売市場の規則

競争的卸電力取引市場及び電気小売市場の規則(以下「市場規則」という。)は、市場構想に基づき策定されるものとする。

市場規則は、次に掲げる事項を規定しなければならない。

- 電力市場の詳細な構造
- 需要と供給に基づく競争力のある価格形成の枠組み
- 需要家の権利の保護に係る要件
- 発電及び電気の使用の柔軟性を促進するための制度
- 電気事業分野における化石燃料の使用を削減する枠組み
- 他国の送電系統との連系
- 市場参加者の識別、資格評価及び登録の枠組み
- 電力市場の管理運營業務の推進及び支援のためのデータベース
- 電気の売買取引の手順、並びにその監督の実施要領
- 指定電気供給事業者の排他的権利取消しの手続
- 電気の売買取引に係る標準約款。

市場規則は、法令の規定に従い、その他の事項を規定することができる。

市場規則は、電力市場規制当局が策定し、ウズベキスタン共和国閣僚会議がそれ承認するものとする。

### 第 14 条 基幹電力系統利用ルール

基幹電力系統利用ルールは、次に掲げる事項を規定しなければならない。

- 送電系統の安全確保の要件
- 送電系統への連係及びその利用の手続及び条件
- 電気供給の安全性に配慮した、平常モード、異常モード、自然災害時及び人為的緊急事態における送電系統の運用ルール
- 系統運用者によるサービス提供条件を含む、給電運用ルール
- 配電系統又は送電系統に連携する利用者の系統連係及び系統利用の条件
- 最小限の費用による統一電力系統の安定性の確保
- 国家間の電力融通の規制

送電系統における過負荷防止及び負荷管理の要件  
系統サービス及び追加サービスの提供に係る基準、方法及び条件  
送電系統の信頼性の高い運用及び長期整備の企画基準及び手続  
送電系統の利用者への給電の停止手続  
送電系統への連係及びその利用に係る紛争解決手続  
系統運用に係る情報の収集及び管理並びに他の系統運用者とのデータ交換の方法  
送電系統の運用及び管理に必要な情報の送電系統運用者への提供の要件  
系統の安全確保要件の遵守に対する送電系統運用者及び系統運用者の責任。

基幹電力系統利用ルールは、法令の規定に基づき、その他の条件及び技術要件を規定することができる。  
基幹電力系統利用ルールは、指定管轄行政機関が策定し、ウズベキスタン共和国閣僚会議がそれを承認するものとする。

#### 第 15 条 配電系統利用ルール

配電系統利用ルールは、次に掲げる事項を規定しなければならない。

安全規則に基づく配電系統の安全確保  
平常モード、異常モード、故障時、自然災害時及び人為的緊急事態における配電系統の運用ルール  
第三者による配電系統への接続及びその利用の条件  
配電系統に対する性能要件、利用者及び発電所の配電系統への接続条件  
配電系統への接続及びその利用に係る配電系統運用者及び利用者の権利及び義務  
配電系統における指令業務並びに送電系統及び配電系統の運用に必要な追加サービスの提供条件及び手続  
配電系統の運用及び管理に係る企画基準  
配電系統を介した電力供給における障害が発生した場合に講じる措置  
配電系統サービス提供の一般条件  
配電系統への接続及びその利用に係る紛争解決手続  
関連制度の運用及び市場の制度化に必要な情報及びデータの管理方法及び公開方法  
配電系統の運用及び管理に必要な情報及びデータの提供に係る要件、並びに関連系統の運用者間の情報及びデータ交換の方法  
電気使用規則に基づく、配電系統運用者の権限の範囲内における、エネルギー効率及び電気供給の安全確保を図る措置  
配電系統の運用及び管理に係るその他の条件又は技術要件。

配電系統利用ルールは、法令の規定に従い、その他の条件及び技術的事項を規定することができる。  
配電系統利用ルールは、指定管轄行政機関が策定し、ウズベキスタン共和国閣僚会議がそれを承認するものとする。

#### 第 16 条 単一電気購入事業者の商取引規則

単一電気購入事業者が締結する契約に適用される、技術、商務、料金請求、支払関連及びその他重要な条件を規定する単一電気購入事業者の商取引規則は、電力市場の構想及び規則に従い、電力市場規制当局が策定し、ウズベキスタン共和国閣僚会議がそれを承認するものとする。

### 第 4 章 電力市場の制度化及び運用の監視

#### 第 17 条 電力市場の一般運用規則

電力市場においては、競争的卸電力取引市場及び小売電気市場の規則に定める要領に従い、電力及び追加サービスの売買取引が行われるものとする。

電気小売市場においては、需要家及び電気供給事業者間の電力売買取引が行われるものとする。

競争的卸電力取引市場及び小売電気市場は、この法律、市場構想及び電力市場規則に基づき、創設されるものとする。

電力市場が創設されるまでの間、単一電気購入事業者制度が、電力市場の暫定的な枠組みとみなされるものとする。

単一電気購入事業者制度の運用期間は、市場構想に定めるものとする。

#### 第 18 条 電力市場の運用の監視

電力市場の運用の監視は、電力市場規制当局が行うものとする。

電力市場規制当局は、各会計年度の翌年の3月31日までに、次に掲げる事項の分析を記載した年次報告書を公表するものとする。

電力市場の運用

市場参加者の事業活動

価格形成の仕組み

規制料金の適用及び電力市場における変動の動向

電力市場運営者及び関連システムの運用者は、電力市場参加者の事業活動を監視し、市場規則の違反について、電力市場規制当局及び競争分野における管轄行政機関に通知しなければならない。

## 第5章 電力市場の参加者、並びにその権利及び義務

### 第19条 市場参加者

電力市場の参加者は、次に掲げるものとする。

電力市場運営者

発電事業者

電力貯蔵システム運用者

送電系統運用者

単一電気購入事業者

電力取引事業者

配電系統運用者

電気供給事業者

需要家

競争的卸電力取引市場が制度化されるまでの間は、電気の売買取引は、次に掲げる電気事業者が行うものとする。

単一電気購入事業者

発電事業者

指定電気供給事業者

関連システムの運用者

大口需要家は、この法律の規定に従い、競争的卸電力取引市場においてのみ電力を購入しなければならない。

市場参加者は、競争的卸電力取引市場の規則及び市場構想の要件に従い、その契約上の権利及び義務を履行するものとする。

### 第20条 系統運用者

系統運用者は、安全で、信頼性の高いかつ経済的に最適な運転モードを確保するため、統一電力系統の運用を所管するものとする。

電気事業者は、統一電力系統の安全かつ信頼性の高い運用、保守及び整備に必要な正確な情報を系統運用者の要請に応じ、速やかに提出しなければならない。

系統運用者は、会計期間中に取得した重要経済情報又は法的に保護され、開示が認められない情報を、統一電力系統の安全な安定運用、保守及び整備の用のみに供するものとする。当該情報は、その一般公開を阻止するよう保管しなければならない。

### 第21条 系統運用者の権利及び義務

系統運用者は、次に掲げる権利を有するものとする。

統一電力系統及びそれに接続する全ての電気工作物をリアルタイムで運用し、その運用管理要員に指示をすること

統一電力系統における電力需給バランス及び容量需給バランスの維持、異常の防止及び解消、並びに事故時復旧のために必要と認められる場合、組織形態にかかわらず、全ての電気事業者及び大口需要家の運用要員に対し、拘束力のある指示をすること

給電運用において緊急事態解消の遅延原因となる、系統運用ルール、安全規則及び設備の運転規則の違反が判明した場合には、違反した当事者の事業許可の停止、又は適切な措置の実施を電力市場規制当局に申立てること

統一電力系統の全ての供給予備力を異常モードの解消の用に供すること、電気工作物における計画的保守作業を中止すること、電気使用制限を課すこと

統一電力系統の整備、需要家への電気供給の安全性の向上、電力系統の安定運用の確保に関し立案し、電力系統整備戦略の策定に参画すること

所有形態にかかわらず、全ての電気工作物への立入権を有し、給電運用業務、並びに保護リレー及び事故防止自動化装置の設置状況を監視すること

統一電力系統の現況及び予備力をもとに、他国との電力の輸入量及び輸出量の調整に関し指定管轄行政機関に対し立案すること。

系統運用者は、次に掲げる義務を負うものとする。

所定要件に従い、統一電力系統の系統運用業務を行い、その信頼性の高い運用を図ること

電気事業者に対する給電指令業務を行うこと

発電、蓄電及び電気の需要の均衡を維持すること

統一電力系統を技術的かつ経済的に最適な運転モードによる運用を図ること

他国の送電系統との連携における統一電力系統の運転モードの管理を行うこと

異常モードの発生を防止し、それらを解消し、異常モード解消後に系統の信頼性を回復すること

## 第 22 条 電力市場運営者

電力市場運営者は、株式会社として設立されるものとする。

電力市場運営者は、電力市場規制当局より受ける許可に基づき事業を営むものとする。

電力市場運営者は、この法律第 44 条に規定する負担金を財源とするものとする。

電力市場運営者は、透明性、公平性及び差別禁止の原則を遵守し事業を行なわなければならない。

## 第 23 条 電力市場運営者の権利及び義務

電力市場運営者は、次に掲げる権利を有するものとする。

許可要件及び条件、環境保護要件並びにこの法律の要件に従い、市場参加者の代理として電気の売買取引を行うこと

競争的卸電力取引市場の規則に従い、競争的卸電力取引市場の制度化を図るため、電気事業者から関連情報の提供を求めること。

電力市場運営者は、次に掲げる義務を負うものとする。

競争的卸電力取引市場の制度化を図ること

競争的卸電力取引市場の参加者の登録及び名簿管理を行うこと

電力市場参加者間の契約及び義務の管理を行うこと

輸入及び輸出を含む電力取引の日次日程を作成すること

電力取引の日次日程を送電系統運用者その他の関係する電力市場参加者に適時に提供すること

競争的かつ自由な卸電力取引市場の制度化及び運用を図るために必要な全ての情報を適時に公表すること

他国の送電系統に連系した系統の負荷の適切な配分、その利用の改善及び送電系統における過負荷の管理に関し、指定管轄行政機関、電力市場規制当局及び送電系統運用者に対し立案すること。

電力市場運営者は、市場構想及び競争的卸電力取引市場の規則に従い、その他の権利を有し、その他の義務を負うことができる。

## 第 24 条 発電事業者

発電事業は、電力市場規制当局が発行する許可に基づき行うものとする。複数の発電所において発電を行う発電事業者は、各発電所に対し個別の許可を受けなければならない。

次に掲げる場合には、許可の取得を不要とする。

設備容量が 5MW 未満の発電所において自家消費の用に供する発電と行う場合

統一電力系統に連系しない発電所において発電を行う場合

マイクロ発電所において発電を行う場合。

発電事業の許可は、発電所における建設工事の開始までに受けなければならない。

再生可能エネルギー源及び新しい革新的なソリューションを活用した発電は、法令により促進するものとする。

発電所は、国有又は私有とすることができる。但し、設備容量が 5MW を超える水力発電所及び揚水発電所の 25 パーセント以上の出資割合は、ウズベキスタン共和国の国有財産でなければならない。

法人及び自然人は、自家消費の用に供する発電を行うことができる。

自家消費のみの用に供する発電を行う発電事業者は、需要家とみなされる。

発電事業者による発電所の建設(改造)工事の完了後、その試運転及び運転開始は、ウズベキスタン共和国閣僚会議が定める要領に従い行うものとする。

発電事業者(統一電力系統に連系した、設備容量が5MW以上の発電所)は、発電所又はその一部を休止又は廃止しようとする日の12か月前までに、その旨を系統運用者及び電力市場規制当局に通知しなければならない。

電力市場規制当局は、特定の場合において、関連系統の運用者及び系統運用者が実施する、休止又は廃止しようとする電気工作物が統一電力系統に及ぼす影響の調査に基づき、その休止を許可し、又はその理由を明示した上で拒否することができる。

## 第25条 発電事業者の権利及び義務

発電事業者は、次に掲げる権利を有するものとする。

許可要件及び条件、環境保護要件並びにこの法律の要件に従い、単一又は複数の発電所において発電を行うこと

電力市場規則に従い、市場参加者と電気の売買取引に係る契約を締結すること

関連系統の運用者との間で、需給バランス調整及び追加サービスの提供に関する契約を締結すること

統一電力系統に連系接続すること

新規の発電容量の設置、運転開始及び利用を行うこと。

発電事業者は、次に掲げる義務を負うものとする。

この法律その他の法令の規定、並びに許可要件及び条件を遵守すること

給電運用、需給バランス調整、系統における緊急事態の解消及び追加サービスの提供に係る系統運用者の系統指令を実行すること

発電所の稼働可能な状態を維持し、安全な運転を図ること

電力市場における健全な競争を図ること

統一電力系統の運用に必要な情報を関連系統の運用者に提供すること

供給予備力の確保及び追加サービスの提供に供する設備の、関連系統の運用者による検査、試験及び保守の実施のための条件を整備すること

発電量に係る情報を開示すること。

発電事業者は、法令の規定に基づき、その他の権利を有し、その他の義務を負うことができる。

## 第26条 電力貯蔵システム運用者

電力貯蔵事業は、電力市場規制当局が発行する許可に基づき行うものとする。各電力貯蔵システムに関し、個別の許可を受けなければならない。

次に掲げる場合は、電力市場規制当局の許可を取得することを要しない。

利用者が自家消費のみに供する電力貯蔵システムを設置する場合

統一電力系統に接続しない電力貯蔵システムの場合。

電力貯蔵システム運用者は、電力貯蔵装置(公称出力0.1MW以上のものに限る。)の設置に係る財産税及び当該装置が占有する土地に係る土地税について、運転開始から10年間、その納付を免除されるものとする。

電力貯蔵システム運用者による電力貯蔵システムの建設(改造)工事の完了後における試運転及び運転開始は、ウズベキスタン共和国閣僚会議が定める手続に従い行うものとする。

電力貯蔵システム運用者は、電力貯蔵システム又はその一部を休止又は廃止しようとする日の6か月前までに、その旨を系統運用者及び電力市場規制当局に通知しなければならない。

電力市場規制当局は、特定の場合において、関連系統の運用者及び系統運用者が実施する、休止又は廃止しようとする電力貯蔵システムの電気工作物が統一電力系統に及ぼす影響の調査に基づき、その休止を許可し、又はその理由を明示した上で拒否することができる。

## 第27条 電力貯蔵システム運用者の権利及び義務

電力貯蔵システム運用者は、次に掲げる権利を有するものとする。

許可要件及び条件、環境保護要件並びにこの法律の要件に従い、単一又は複数の電力貯蔵システムにおいて電力を貯蔵すること

電力市場規則に従い、市場参加者との間で電気の売買契約、並びに給電準備に係る契約を締結すること

関連システムの運用者との間で需給バランス調整及び追加サービスの提供に係る契約を締結すること  
統一電力システムに連系接続すること。

電力貯蔵システム運用者は、次に掲げる義務を負うものとする。

この法律その他の法令の規定、並びに許可要件及び条件を遵守すること

給電運用、需給バランス調整、系統における緊急事態の解消及び追加サービスの提供に係る系統運用者の系統指令を実行すること

電力貯蔵システムの稼働可能な状態を維持し、安全な運転を確保すること

電力市場における健全な競争を図ること

統一電力システムの運用に必要な情報を関連システムの運用者に提供すること

関連システムの運用者による電力貯蔵システムの保守の実施のための条件を整備すること

電力貯蔵システムによる受電電力量及び供給電力量に関する情報を開示すること。

電力貯蔵システム運用者は、法令の規定に基づき、その他の権利を有し、その他の義務を負うことができる。

## 第 28 条 送電系統運用者

送電事業は、電力市場規制当局が発行する許可に基づき、他の電気事業者から独立して送電系統運用者が行うものとする。

送電系統運用者は、設立基金(資本金)に占める政府の出資比率が 100 パーセントの株式会社として設立されるものとする。

送電系統の電気工作物は、国有財産とし、民営化の対象としてはならない。

送電系統の電気工作物は、送電系統運用者に帰属するものとする。

## 第 29 条 送電系統運用者の権利及び義務

送電系統運用者は、次に掲げる権利を有するものとする。

許可要件及び条件、環境保護要件並びにこの法律の要件に従い、最新の方法を用いて送電を運用すること

電力市場規則に従い、電気及び電力容量の売買取引を行うこと

関連システムの運用者との間で、需給バランス調整及び追加サービスの提供に係る契約を締結すること

追加サービスを利用し、系統サービスを提供すること

送電系統の容量を経済的かつ技術的に最適な運転モードで運用すること

発電所及び電力貯蔵システムの電気工作物の検査、試験及び保守を行うこと

電気事業者の、統一電力システムへの接続を行うこと。

送電系統運用者は、次に掲げる義務を負うものとする。

この法律その他の法令の規定、並びに許可要件及び条件を遵守すること

給電運用、需給バランス調整、系統における緊急事態の解消及び追加サービスの提供に係る系統運用者の系統指令を実行すること

統一電力システムにおける需給バランスを確保すること

送電系統の利用に対し設定された料金及び負担金が、法令の要件に適合することを確保すること

系統サービスの提供に係る規則及び条件を遵守すること

送電系統運用者の独立性を阻害する要因について、電力市場規制当局に通知すること

電力市場規制当局及び指定管轄行政機関の承諾に基づき、他国の送電系統運用者と協力すること

送電系統の長期的整備計画を策定し、市場における需要と供給に応じ、その年次改訂及び実施を確保すること

エネルギー安全保障、経済的かつ技術的な妥当性を考慮し、他国の電力システムと連系した送電系統の整備を図ること

統一電力システム及び他国の電力システムと連系した送電系統における負荷投入及び負荷管理に係る系統運用者の指令を実行すること

各地域及び大口需要家の電気需要を安定的に満たすため、送電系統の建設、稼働可能な状態の維持(運用)、定期的な保守及び整備を実施すること

標準約款に基づき利用者にサービスを提供すること

統一電力システムの運用に必要な情報を系統運用者に提供すること

送電系統を介して送電された月次及び年次電力量を開示すること

連系した系統の運用者に、安全かつ効率的な運用に必要な情報を提供すること。

送電系統運用者は、法令の規定に基づき、その他の権利を有し、その他の義務を負うことができる。

送電系統運用者は、次に掲げる事項を遵守し、国家間の電力融通を管理するものとする。

ウズベキスタン共和国の国際条約

電力市場規制当局が承諾し、指定管轄行政機関が承認する、他国の送電系統運用者との間で締結した契約

送電系統の一般技術的な容量

基幹電力系統利用ルール

法令に定めるその他の要件

### 第30条 単一電気購入事業者

単一電気購入事業者の業務は、電力市場規制当局が発行する許可に基づき行うものとする。

単一電気購入事業者は、設立基金(資本金)に占める政府の出資比率が100パーセントの株式会社として設立されるものとする。

単一電気購入事業者及び送電系統運用者は、発電事業者の連系点から、配電系統の連系点又は直接接続する需要家の接続点までの、送電系統を介する送電に係る契約を締結するものとする。また、送電された電力量の管理は、送電系統運用者が行うものとする。

### 第31条 単一電気購入事業者の権利及び義務

単一電気購入事業者は、次に掲げる権利を有するものとする。

許可要件及び条件、環境保護要件並びにこの法律の要件に従い、単一電気購入事業者の業務を行うこと

電気の売買に関し、発電事業者と契約を締結すること

電気の売買に関し、電気事業者及び大口需要家と契約を締結すること

電力の輸入及び輸出に関する契約を締結すること

新規発電所の建設計画に参画すること。

単一電気購入事業者は、次に掲げる義務を負うものとする。

電力市場規制当局が設定する料金に基づく、電気の購入に係る12か月を超えない期間の標準約款を実施すること

容量抛出台及び電気料金に関し、最も有利な条件を提示した新設発電所の建設に係る入札の落札者との間で、電気の売買に関する契約を締結すること

当事者間の直接契約に基づき建設が予定され、容量抛出台及び電気料金が市場原理に基づき最も有利な提案により決定される新設発電所との間で、電気の購入に係る標準約款を実施すること

民営化された、又は今後民営化される予定の発電所であって、容量抛出台及び電気料金が市場原理に基づき最も有利な提案により決定されるものとの間で、電気の購入に関する標準約款を実施すること

次に掲げる市場参加者に対し、電気販売標準約款及び市場規則に基づき、販売者として電気の販売に係る標準約款を実施すること。

電気供給事業者

関連系統の運用者

発電事業者

大口需要家(任意)。

単一電気購入事業者は、法令の規定に基づき、その他の権利を有し、その他の義務を負うことができる。

単一電気購入事業者は、契約関係を有する、又は確立しようとしている法人又は自然人に対し、正当な理由なく、有利な立場に置く優遇措置、特恵、特権を付与し、その他の差別的又は特権的な条件を設定してはならない。

### 第32条 電力取引事業者

電力取引事業者は、電力市場規制当局が発行する許可に基づき、自己の責任において電気を購入し、電力市場における取引業務を行うものとする。

電気の売買取引に係る電力取引事業者及び需要家の権利及び義務は、この法律及び電気の売買に関する標準約款の規定により規制されるものとする。

### 第33条 電力取引事業者の権利及び義務

電力取引事業者は、次に掲げる権利を有するものとする。

許可要件及び条件、環境保護要件並びにこの法律の要件に従い、電力市場において売買取引業務を行うこと

電力市場規則に従い、市場参加者と電気の売買に関する契約を締結すること  
電力市場規制当局が定める要件に従い、電気の売買取引に係る代金を請求すること  
電力取引事業者は、次に掲げる義務を負う。  
電気の売買取引業務の安全性、信頼性及び持続可能性を確保するための要件を遵守すること  
電気の売買取引に係る価格、料金及び条件の変更について、需要家に事前通知すること  
電気の売買取引に係る需要家の申立てを適時かつ完全に検討すること  
売買取引業務に関する月次報告書を電力市場規制当局に提出すること  
電気の売買取引に係る関連情報を5年間保管し、管轄行政機関の要請に応じて提供すること  
社会的弱者たる需要家への途絶えることのない電気供給を確保し、指定電気供給事業者としてそれに係る  
分別財務管理を行うこと。  
電力取引事業者は、法令の規定に基づき、その他の権利を有し、その他の義務を負うことができる。

### 第34条 配電系統運用者

配電事業は、電力市場規制当局が発行する許可に基づき、特定の地域において、他の電気事業者から独立して配電系統運用者が行うものとする。  
配電系統運用者は、設立基金(資本金)に占める政府の出資比率が100パーセントの株式会社として設立されるものとする。  
配電系統の電気工作物は、配電系統運用者に帰属するものとする。  
配電系統運用者の設立基金(資本金)に対する政府の出資は信託することができる。信託管理を行う法人は、配電系統の電気工作物の稼働可能な状態を維持しなければならない。  
配電系統運用者による配電業務は、この法律、配電系統利用ルール及び許可要件及び条件に従い行うものとする。  
配電系統の整備計画及び投資計画は、電力市場規制当局及び指定管轄行政機関に提出し、認可を受けなければならない。  
配電系統運用者は、投資計画の策定後、これを公表しなければならない。

### 第35条 配電系統運用者の権利及び義務

配電系統運用者は、次に掲げる権利を有するものとする。  
許可要件及び条件、環境保護要件並びにこの法律の要件に従い、最新の方法を用いて配電を管理すること  
電力市場規制当局の承諾に基づき、配電系統における電力損失を補償し、電力貯蔵装置の運転を確保するため、電気の売買を行うこと  
関連系統の運用者との間で需給バランス調整の実施及び追加サービスの提供に関する契約を締結すること  
追加サービスを利用し、系統サービスを提供すること  
配電系統を経済的かつ技術的に最適な運転諸元で運用すること  
所定手続により、電気事業者及び需要家の統一電力系統への接続を行うこと。  
配電系統運用者は、次に掲げる義務を負うものとする。  
この法律その他の法令の規定、並びに許可要件及び条件を遵守すること  
給電運用、需給バランス調整、系統における緊急事態の解消及び追加サービスの提供に係る系統運用者の運用指示を実行すること  
配電系統運用者の独立性を阻害する要因について、電力市場規制当局に通知すること  
配電系統の5か年整備計画を策定し、市場における需要と供給に基づきその年次改訂を行い、実施すること  
各地域及び需要家の電気需要を安定的に満たすため、配電系統の建設、稼働可能な状態の維持(運用)、定期的な保守及び整備を実施すること  
配電系統の利用に対し設定された料金及び負担金が、法令の要件に適合することを確保すること  
ウズベキスタン共和国閣僚会議が承認する標準約款に基づき、利用者にサービスを提供すること  
統一電力系統の運用に必要な情報を系統運用者に提供すること  
配電された電力量の管理を導入し、実施すること  
配電系統を介して配電された月次及び年次電力量を開示すること  
連系した系統の運用者に、安全かつ効率的な運用に必要な情報を提供すること  
電力損失の現状を把握し、その低減のための適切な措置を策定し、その実施を図ること。

配電系統運用者は、法令の規定に基づき、その他の権利を有し、その他の義務を負うことができる。

### 第 36 条 電気供給事業者

電気の販売は、電力市場規制当局が発行する許可に基づき、特定の地域において、他の電気事業者から独立して電気供給事業者が行うものとする。

### 第 37 条 指定電気供給事業者

指定電気供給事業者は、任期を 5 年とし、ウズベキスタン共和国閣僚会議が任命するものとする。

指定電気供給事業者は、電源の計画停止又は計画外停止、電気供給事業者による義務違反等、理由の如何を問わず電気の供給を停止された認定需要家に対し、3 カ月間、電気の販売を保証しなければならない。

認定需要家が当該期間内に他の電気供給事業者と契約を締結しない場合は、関連系統の運用者は、当該認定需要家への電気の供給を停止するものとする。

指定電気供給事業者は、その業務に係る情報、並びに月次報告書及び年次報告書を電力市場規制当局に提出しなければならない。

### 第 38 条 電気供給事業者の権利及び義務

電気供給事業者は、次に掲げる権利を有するものとする。

許可要件及び条件、環境保護要件並びにこの法律の要件に従い、需要家に対し電気の販売を行うこと  
販売された電気及び提供されたサービスに対する代金の支払いを請求すること

需要家が電気供給標準約款に規定する義務を履行しない場合は、関連系統の運用者に対し、当該需要家への電気の供給の一時停止、及び当該需要家の統一電力系統への接続の停止を求めること。

電気供給事業者は、次に掲げる義務を負うものとする。

年次事業計画を電力市場規制当局に提出し、その認定を受けること

需要家に対し安全で信頼性の高い、かつ安定的な電気の供給を確保すること

電気の売買取引に係る需要家の申立てを適時かつ完全に検討すること

需要家の要求に応じ、電気の使用に関する情報を開示すること

特定の地域における社会的サービスを提供する義務を履行すること

電気供給標準約款の条件、並びに料金その他負担金について、自社の公式ウェブサイトに掲載すること

現行価格、規制料金その他の条件の変更について、需要家に事前通知すること

自社の事業に関連する情報、並びに月次報告書及び年次報告書を定期的に電力市場規制当局に提出すること

関連系統の運用者との間で締結した電気の売買取引に係る契約、並びにこれらの契約に基づき販売又は購入された電力量に関する情報を、5 年間保管すること。

電気供給事業者は、法令の規定に基づき、その他の権利を有し、その他の義務を負うことができる。

### 第 39 条 需要家の権利及び義務

需要家は、次に掲げる権利を有するものとする。

電気供給事業者から高品質かつ安定的な電気を購入し、それを使用すること

標準約款の条件変更につき、契約を解除すること

標準約款の条件の完全な履行を確保するよう電気供給事業者に申立てること

自己に関する情報の開示を、電気供給事業者に請求すること

電気の供給不足、又は国家規格に適合しない品質の電気の供給により被った損害の賠償を、関連系統の運用者又は電気供給事業者に対し、所定手続により請求すること

電気の使用に関し、あらゆる情報の開示を請求すること

法令の規定に従い、自己の電気工作物を関連系統の運用者の電気工作物に接続すること

電気の使用に関する全ての関連情報の提供を受けること

関連系統の運用者に技術的その他の不具合が発生した場合は、標準約款の条件に従い、それらの最短での解消を求めること。

認定需要家以外の需要家は、本条第一項に規定する権利のほか、関連地域において指定電気供給事業者から電気の供給を受けることができる。

認定需要家は、本条第一項に規定する権利のほか、電力市場規則に定める条件に従い、電気供給事業者を選択し、又は変更することができる。

大口需要家は、本条第一項に規定する権利のほか、卸電力取引市場又は小売電気市場において(複数の電気供給事業者から)電気を購入することができる。

需要家は、次に掲げる義務を負うものとする。

標準約款に定める期間内に、使用した電力量に対する支払い(前払いを含む)を行うこと

標準約款に定める電気の使用条件を遵守すること

電気計器の検針を目的とした立入りを許可すること

電気の合理的な使用を図る措置を講じること

利用する電力系統、機器及び設備の適切な状態及び安全を確保し、不具合について関連系統の運用者又は電気供給事業者に通知すること。

需要家は、法令の規定に基づき、その他の権利を有し、その他の義務を負うことができる。

## 第6章 電気の供給に係る契約関係。料金及び負担金

### 第40条 電気供給標準約款

需要家及び電気供給事業者の権利及び義務は、電気供給標準約款の規定により規制されるものとする。

電気供給標準約款は、電力市場規制当局が策定し、ウズベキスタン共和国閣僚会議がそれを承認する。

電気供給標準約款には、次に掲げる事項を記載するものとする。

電気供給事業者の名称及び住所

サービスの概要及び品質指標、並びに供給開始予定日

需要家が支払う代金を含む全ての現行料金及び負担金

契約期間、その延長及び解除に係る条件、契約解除の権利に係る情報を取得するための条件

誤請求及び請求の遅延を含む、契約に定めるサービス品質基準を遵守しない場合に講じられる措置

紛争解決手続に関する情報

支払い方法及び条件

### 第41条 系統サービスの品質

電力市場規制当局は、関連系統の運用者と共同で、次に掲げる指標に基づき、利用者に提供されるサービスの品質要件を策定し、承認し、その遵守を監督するものとする。

電力供給中断の期間及び頻度を含む、運用、安全性及び信頼性

接続及び再接続に要する期間、並びに系統修理作業及び供給中断の期間

需要家より申出された苦情(サービス提供に係る申立て)の件数及びその検討期間

電圧及び周波数の品質並びにその他の指標。

関連系統の運用者は、提供するサービスの主要な品質指標を自社の公式ウェブサイトに毎年掲載しなければならない。

### 第42条 ローカル系統を介した電気の供給

法人及び自然人は、ローカル系統を構築し、発電された電気を、当該ローカル系統を介して販売する旨の契約を他の法人及び自然人と締結することができる。

ローカル系統の設置及び運用は、指定管轄行政機関が策定し、ウズベキスタン共和国閣僚会議が承認する規則に従い行われなければならない。

### 第43条 統一電力系統への接続又は接続拒否

統一電力系統への接続及び接続拒否に関する詳細な手続及び条件は、電力系統利用ルールに定めものとする。

次に掲げる場合には、統一電力系統への接続を拒否することができる。

関連系統の運用者によるサービス提供に係る義務の履行が不可能な場合

電力容量が不足する、又は接続が不可能な場合(ただし、接続する側が電力容量の増強又は接続可能性の確保に係る全ての費用を補償することに同意する場合は除く)。

### 第44条 規制料金及び負担金

次に掲げる料金及び負担金は、電力市場規制当局により規制されるものとする。

単一電気購入事業者が発電事業者から購入する電力容量及び電気に係る料金

電気供給事業者及び大口需要家が単一電気購入事業者から購入する電気に係る料金

単一電気購入事業者が支払う、当事者間の直接契約に基づき建設された新設発電所、又は許可を受けた発電事業者の電力容量及び発電された電気に係る料金

マイクロ発電所から購入する電気に係る料金

需要家が電気供給事業者又は指定電気供給事業者を支払う料金

利用者が送電系統運用者に支払う、送電サービスに係る料金

ウズベキスタン共和国の国際条約に基づき他国と連系した国家間送電系統の利用に係る、送電系統運用者に対し支払う料金

利用者が配電系統運用者に支払う、配電サービスに係る料金

統一電力系統における接続点の整備に係る負担金

統一電力系統への接続に係る負担金

関連系統の運用者が提供する追加サービスに係る負担金

電力市場運営者のサービスに係る負担金

発電事業者の予備容量の活用により発電された電気に係る料金

法令に規定するその他の料金及び負担金。

規制料金及び負担金は、継続的に公表するものとする。

料金及び負担金は、一方的に変更してはならない。

電力市場規制当局は、全ての需要家又は需要家の区分に対する統一料金を設定することができる。

契約締結後に規制料金又は負担金に変更された場合は、当該契約には、変更された料金又は負担金の額が適用されるものとする。

電力市場規制当局は、指定電気供給事業者の料金が、同区分の需要家に販売される電気の平均料金を上回ることを確保するものとする。

#### 第 45 条 料金及び負担金の設定の原則

規制料金及び負担金、並びにその設定方法は、この法律の原則に基づくものとする。

規制料金及び負担金は、電気事業者の利益性を確保し、次に掲げる正当な費用を反映するものとする。

運用費用

燃料費用

保守、改良、建設及び改造に係る費用

減価償却費(固定資産取得費を含む。)

税金、許可料及びその他の支払い。

固定資産取得費は、電気事業者が正当な費用計上の原則に基づき計上するものとする。

規制料金及び負担金の設定においては、運用及び管理の効率化、損失の削減、供給の安全確保、提供するサービスの品質向上、科学研究活動の支援、並びにエネルギー効率の向上に係る電気事業者の取り組みを考慮するものとする。

関連系統の運用者の電気工作物の利用、電気の供給及び取引業務における内部相互補助を禁止するとともに、利用者間の差別をしてはならない。

#### 第 46 条 料金及び負担金の設定の手續

料金及び負担金の設定方法、並びにそれに基づく規制料金及び負担金は、電力市場規制当局が決定するものとする。

決定された料金及び負担金は、その効力発生日の 15 日前までに公表しなければならない。いかなる料金又は負担金を遡及適用してはならない。

料金及び負担金の設定方法においては、料金及び負担金に適用される詳細な規則、その構造及び算定方法(正当な費用の額及び合理的な収益率の算定を含む。)を定めなければならない。

料金及び負担金の設定方法は、効力発生日の 15 日前までに公表しなければならない。必要に応じ、電力市場規制当局が料金及び負担金の設定方法を見直すことができる。

電力市場規制当局は、許可事業者が提出する提案に基づき、規制料金及び負担金を設定するものとする。

許可事業者は、電力市場規制当局が定める手續に従い、財務報告書並びにキャッシュフロー及び費用に関するデータを作成しなければならない。

許可事業者は、料金及び負担金の設定方法に従い適用される料金及び負担金を決定するために必要な全ての情報を電力市場規制当局に提供しなければならない。

許可事業者は、電気事業分野において、最小限の費用の原則に基づき事業を営み、電力市場規制当局の要求に応じ、当該原則の遵守を証明しなければならない。

## 第 47 条 規制料金及び負担金の監督

許可事業者は、規制料金及び負担金の遵守を監督するために必要な全ての情報を電力市場規制当局に提供しなければならない。

許可事業者が規制料金及び負担金の適用規則に違反した場合には、電力市場規制当局は、次に掲げる措置を講じるものとする。

許可事業者に対し、料金及び負担金を正当に適用するよう指導すること

電気事業者がこれらの料金又は負担金を支払った相手方に対し、規制料金及び負担金に係る過徴収金に、ウズベキスタン共和国中央銀行が設定する政策金利を用いて計算した利息相当額を加算した金額の支払いを命令すること

本条第 3 項に従い、相手方が特定不能な場合には、当該過徴収金に上記の利息を加算した金額を、契約の全相手方に対し均等に比例配分し、支払うよう命令すること。

## 第 7 章 電気事業分野における許可制度に係る一般規則

### 第 48 条 電気事業分野における許可対象事業

電気事業分野における次に掲げる事業は、許可に基づき行わなければならない。

電力市場運営者事業

発電事業

電力貯蔵事業

送電事業

単一電気購入事業

配電事業

電気供給事業

電力売買事業。

電気事業分野における許可手続に関する規則は、電力市場規制当局が策定し、ウズベキスタン共和国閣僚会議がそれを承認するものとする。

### 第 49 条 許可要件及び条件

事業の許可の申請者は、次に掲げる許可要件及び条件を遵守しなければならない。

電気事業分野における各許可対象事業に固有の業務の遂行、権利の行使及び義務の履行に必要な技術力、経済力及び財務力、並びに人的資源を有すること

提供するサービスの品質を確保するために必要な措置を講ずる能力を有すること

この法律の要件に従い、社会的サービスを提供する能力を有すること

許可手続に関する規則に定める、許可に係るその他の要件及び条件。

### 第 50 条 許可申請に必要な書類

申請者は、事業許可申請書とともに、次に掲げる書類を提出しなければならない。

電気工作物の所有権又は利用権を証する、電気事業分野における申請対象事業の運営に必要な書類、又はこれら電気工作物の保守若しくは修理に係る契約の締結を証する書類。また、申請者は、当該電気工作物の所有権、利用権又は保守に係る契約が、電力市場規制当局が定める最低期間の間、有効であることを証明しなければならない。

本条第 2 項に規定する電気工作物の運転開始許可書(当該許可書が電気事業分野における申請対象事業に係るものである場合)。

電気機器を電力系統に接続することが想定されるいかなる事業において、電力系統接続時における技術規則に適合することを証する書類

申請者の固定資産目録及び電気事業分野における申請対象事業の運営に必要な資産の実在に係る監査証明

現行の又は提案される組織体制及び人員配置表が確認するに足る書類、又は関連する専門サービスの提供に係る契約が締結されている場合には、申請者が当該事業に関連する全ての専門分野に携わる十分な数の従業員を雇用していることを証する書類

申請者が法人である場合には、株主(出資者)の構成

許可手続に関する規則に定めるその他の書類。

送電事業又は配電事業の許可の条件として、申請者の電力系統の運用業務は、電気の売買業務から分離されていなければならない。

単一電気購入事業の許可の条件として、申請者は、この法律に定める独立性の全ての要件に適合しなければならない。

電力市場規制当局の要請に基づき、申請者は、申請書とともに、関連する書類及び情報を含む、全ての許可要件の履行を証する証拠書類を提出しなければならない。

事業許可の申請に必要な全書類の一覧表は、電力市場規制当局の公式ウェブサイトに掲載するものとする。

## 第51条 許可の発行

許可の発行に当たっては、電力市場規制当局は、透明性、公平性及び無差別性を確保しなければならない。

許可の発行は、他の国家機関による許認可の発行を妨げてはならない。

他の法律に別段の定めがない限り、許可は、電力市場規制当局が有効期限を定めることなく発行するものとする。

電力市場規制当局は、次に掲げる場合には、許可の発行を拒否することができる。

申請者がすべての書類を提出しなかった場合

申請者が法令の要件に従い特定の事業(行為)を実施するための付帯許可又は許認可を有しない場合

申請者が任意清算又は裁判所の決定による清算の途中で

申請者の電気事業分野における事業のいずれかに係る以前の許可が、当該申請書の提出日以前5年以内に、申請者又はその承継人に起因する事由により取り消された場合

申請者が発電分野において支配的な地位を有すると認められた場合

許可手続に関する規則に定めるその他の場合。

許可に係る年次定期料金は、次に掲げる事業分野(及びその下位区分)に対し設定するものとする。

発電事業

送電事業

配電事業

電力貯蔵事業

電気供給事業

単一電気購入事業

電力売買事業

許可に係る年次定期料金の額は、ウズベキスタン共和国閣僚会議が規定する手続により設定するものとする。

## 第52条 許可事業者の権利及び義務

許可事業者は、この法律及び許可手続に関する規則に従い、その権利を行使し、義務を履行しなければならない。

許可事業者は、電力市場規制当局の書面による承諾を得ずに、電気事業分野における許可対象事業を停止、廃止、制限又は拡大してはならない。ただし、相手方が提供したサービスに対する支払いがなされていない場合、又はこの法律若しくは許可手続に関する規則に定める許可要件及び条件に基づき、当該事業の停止、廃止又は制限が技術的理由又は安全上の事由に起因すると認められる場合には、その限りでない。

許可事業者は、許可申請に当たり提出した書類又は情報の改訂について、電力市場規制当局に通知しなければならない。許可事業者は、この法律に規定する場合には、電力市場規制当局が定める報告規則に従い、自社の事業に関する情報を電力市場規制当局その他の管轄行政機関に定期的に開示しなければならない。

競争的卸電気市場及び電気小売市場の規則並びに許可条件に従い、電気事業者は市場に参加するに当たり、次に掲げる社会的サービスの提供に係る義務を負うものとする。

需要家の需要及び要件に応じたサービスの履行及び企画を図ること

健全な競争の原則を広く適用し、全ての電気事業者に対し無差別性を確保することにより、信頼性が高く、便利で効率的な電気の供給を確保すること

市場における需要と供給に基づき、電気及びその関連サービスの量、価格、その他の商業条件を調整すること

許可対象事業の運営に当たっては、全ての電気事業者は、次に掲げる事項を考慮しなければならない。

電気供給の安全性

所定の又は契約に規定される電気供給の品質

料金規制の要件  
環境保護、エネルギー効率及び省エネルギーの向上  
人の健康、生命及び財産の保護  
需要家の利益の保護。

### 第 53 条 許可条件の改訂

この法律又はその他の法令において、許可条件に係る規定の改訂が行われた場合には、電力市場規制当局は、許可条件を適切に改訂するものとする。

電力市場規制当局は、許可事業者に対し実施した評価の結果に基づき、電力システムの安全性又は需要家への信頼性の高い電気の供給を確保するため、許可条件の改訂が必要と認めた場合には、当該許可条件を改訂し、その理由を明示するものとする。

### 第 54 条 許可事業者の再編又はその設立基金(資本金)の変更による事項

許可事業者又はその一部の再編(組織形態の変更、設立基金(資本金)における出資比率の変更又は許可事業者の分割を含む。)、又は出資者の変更の場合には、電力システムに係る事業を継続するために必要な許可は、当該承継人の再登録後 5 営業日以内に当該変更を証する関連書類を添付し、当該許可事業者の承継人に名義変更するものとし、許可の名義変更に係る申請書を提出しなければならない。

許可事業者の再編、又は許可事業者の議決権のある株式の 25 パーセントを超える数の直接若しくは間接的な取得について、電力市場規制当局の認可を得なければなりません。

電力市場規制当局は、再編又は議決権のある株式の取得が次に掲げる事態をもたらす可能性がある場合のみ、当該再編又は直接若しくは間接的な取得の認可を拒否することができる。

法令に定める許可要件及び条件の不遵守

この法律第 51 条第 4 項に規定する許可の発行拒否事由の存在

電気事業分野の運用の安全性又は需要家への電気の供給の信頼性が著しく害される恐れ。

この条の規定に従い電力市場規制当局が許可事業者の株式の取得の認可を拒否した場合には、取得者は、許可事業者に対し株主の権利を行使してはならない。

許可事業者の承継人は、この条の規定に従い電力市場規制当局の認可を取得した上でなければ、許可に対し株主の権利を行使してはならない。

### 第 55 条 許可事業者による法令、並びに許可要件及び条件の違反による事項

許可事業者がこの法律、法令に定める許可要件及び条件、又は電力市場規制当局が定める規則に違反した場合には、電力市場規制当局は、次に掲げる措置を講じることができる。

罰金を勧告した上、許可事業者に対し、その義務を履行し、所定期間内に違反を是正するよう要求すること  
法令に定める手続に従い、罰金を科すること

この条に基づき課された罰金及び電力市場規制当局の判決にもかかわらず、許可事業者が違反を是正するための措置を講じない場合には、許可の条件を変更し、又はその効力を停止すること。

電力市場規制当局は、次に掲げる場合には、許可の効力を停止することができる。

許可事業者が発電所又はその他の電気工作物に関し、電気供給の安全性、国民の健康及び安全、電気工作物の安全な運転、又は環境を著しく害する恐れのある運用を行う場合

電力市場規制当局が定めた猶予期間の満了後においても、許可事業者が許可要件及び条件を遵守しない場合

許可が虚偽又は歪曲された情報に基づき発行された場合、又はその他法令に反する手法で取得された場合。

電力市場規制当局は、この法律に基づき発電事業に係る許可の取得を義務付けられていない発電用に供する電気工作物の運用者に対し、この条に規定する不利益処分を講じることができる。

許可事業者は、この条及び法令に規定する手続が完了するまでの間、電気供給の安全性を図る業務を継続しなければならない。

法人又は自然人が該当する許可を受けずに電気事業分野において事業を行う場合には、電力市場規制当局は、当該事業を終止するための措置を講じ、この法律第 57 条に規定する手続に従い、課徴金を課するものとする。

## 第8章 電気事業に係る法令の違反に対する責任

### 第56条 電気事業に係る法令の違反に対する責任に関する一般規定

電力市場規制当局は、この法律その他の法令の規定に規定する不利益処分を、次に掲げる者に対し講じることができる。

この法律の規定、又は電力市場規制当局が定める規則及び要件に違反した法人又は自然人  
この法律に基づき事由があると認められる場合には、いかなる許可事業者。  
違反者の責任追及は、電力市場規制当局が法令に基づき行うものとする。

### 第57条 電気事業に係る法律の違反に対する課徴金の適用

許可を受けずに事業を行ったり、偽造書類を用いて許可を受けたり、電力市場に係る法令に定める規則に違反した市場参加者に対し、法令の規定に従い、課徴金を課するものとする。

課徴金は、次に掲げる違反行為に対し課するものとする。

この法律に定める独立性の原則及び要件の不遵守

電気の売買に係る義務の不履行

許可を受けずに事業を行うこと、又は偽造書類を用いて許可を受けること

勘定の個別管理及びこれら勘定の実行に係る要件の不遵守

電力市場規制当局に対する虚偽又は歪曲された情報の提供

この法律、電力系統利用ルール又はその他の法令に反し、送電系統又は配電系統への接続を妨害すること

この法律、許可要件及び条件、電力市場規制当局の決定又はその他の法令に違反し事業を行うこと

電気事業分野における安全に係る要件の不遵守

接続契約を締結せずに電気供給系統に接続すること。

課徴金の額は、次に掲げる事項を考慮し決定するものとする。

電気供給の中断によりもたらされた脅威の程度及び当該中断の継続期間

当該違反行為により生じた物的損害の額及び当該違反行為により得られた利益

組織の財務状況

当該違反行為が電力市場の運用に及ぼした悪影響

違反行為への関与の程度

過去の違反行為

電力市場規制当局による検査の開始前に、許可事業者が違反の是正を図るため自主的に講じた措置

電力市場規制当局が違反を是正するために定めた措置を支援するために実施した取り組み。

自然人に適用される罰金の額は、法令に定める条件を遵守し決定するものとする。

課徴金は、事業主体が犯した違反行為に対する有罪を認め、課徴金の額を自主的に納付した場合を除き、裁判上の手続きにより適用するものとする。

この条の規定に従い徴収された課徴金の額は、ウズベキスタン共和国の国家予算に納付するものとする。

## 第9章 電気供給の安全性及び電気事業分野における緊急事態管理

### 第58条 電気供給の安全性の確保及び電気事業分野における緊急事態管理の体制

指定管轄行政機関は、ウズベキスタン共和国における電気供給の安全性の確保及び電気事業分野における緊急事態管理を所管するものとする。

指定管轄行政機関は、次に掲げる事項を行う。

電気事業分野における緊急事態が発生した場合に講じる措置の戦略を策定すること

電気事業分野における緊急事態が発生した場合に講じる措置に関し決定すること

電気供給の安全性を確保するための決定を行うことにより供給の安全性の要件を履行するに当たり、電気事業者、市場参加者及び利用者の権利及び義務を規制すること。

指定管轄行政機関は、電力市場規制当局の共同で、この条第2項に規定する決定を、その効率性、需要家及び環境への影響、並びに競争的卸電気市場又は電気小売市場の運用への影響を考慮し、比例性の原則を遵守し、行うものとする。

指定管轄行政機関は、送電系統運用者及び配電系統運用者の年次報告書に基づき、エネルギー供給の現状及び潜在的な需要に関する年次報告書を作成するものとする。

## 第 59 条 電気供給の安全性を確保するための措置

指定管轄行政機関は、電気供給の安全性の確保並びに電気事業分野における緊急事態管理システムの策定及び導入に関し、電力市場規制当局及び送電系統運用者と協力し、次に掲げる分野に取り組むものとする。

ウズベキスタン共和国における需要家への安全で安定的な電気の信頼性の高い供給  
競争的卸電気市場及び電気小売市場の制度化及び運用  
送電系統及び配電系統の効率性の確保、定期的な保守、並びに必要と認める場合においては、これら系統の改良、建設及び改造  
所定手続により制定される技術規則に基づく適切な技術文書の作成  
電気の需要を満たすため、送電系統及び配電系統への直接的な資本投資の誘致  
再生可能エネルギー源を用いた発電、並びに熱電併給の推進  
電気事業分野の安定的な運用を図るため、十分な送電容量及び供給予備力の創設  
電気の需要と発電容量の均衡の維持  
エネルギー効率の向上、新技術の導入及び省エネルギー対策の促進  
電気の節約対策の推進。

電気供給の安全性の確保を図る措置は、その経済及び社会的影響、特に電気の料金又は価格への潜在的な影響の観点から、ウズベキスタン共和国の需要家に対し合理的かつ無差別的でなければならず、競争条件及び卸電力取引市場又は電気小売市場における価格の決定において不正確さを引き起こしてはならず、電力市場の参加者又は新規参入者に対する過度の障害の創出を防止しなければならない。

需給バランスの維持を含む電気事業分野の安定性、安全性及び信頼性を維持するため、指定管轄行政機関は、電力市場規制当局及び送電系統運用者の承諾に基づき、単一又は複数の発電事業者に対し、その発電容量の維持を義務づけることができる。この項の規定による発電所の容量の維持及び管理に係る条件は、電力系統利用ルールに基づき運用するものとする。

電気工作物及び関連設備に義務付けられる技術規則及び安全規則、並びに電気供給の安全性に係る技術検査に対する要件は、所定手続により承認される技術規則により規制するものとする。

緊急事態時の電気供給に係る重要電気工作物の目録は、その戦略的な重要性に応じ、指定管轄行政機関が承認し、公表するものとする。

## 第 60 条 電気事業分野における緊急事態

電気事業分野における緊急事態は、電気事業者の管理が及ばない予期しない事案により発生し、発電、送電、配電、蓄電、電気の供給及び電気の売買取引に支障又は脅威を及ぼし、電気事業分野の全般的な安全、系統の信頼性又は需要家への電気供給に脅威を及ぼす異常とする。

電気事業分野における緊急事態の宣言は、指定管轄行政機関が発するものとする。

電気事業分野における緊急事態が発生した場合に適用される保護措置及び手続は、電力市場規制当局、送電系統運用者及び配電系統運用者、並びに緊急事態の影響を受ける可能性のあるその他の関連する管轄行政機関の承諾を得た上で、指定管轄行政機関が講じるものとする。

電気事業分野における緊急事態が発生した場合に講じられる全ての措置は、一時的なものであり、国民、電気工作物及び設備の物理的な安全に対する脅威を排除するために講じられるものとする。これらの措置は、電気供給系統の運用への介入を最小限に抑えるため、必要不可欠な行為に限定されるものとする。

この章の規定は、ウズベキスタン共和国法「自然災害及び人災による非常事態からの国民と領土の保護について」の要件を妨げることなく適用するものとする。

## 第 61 条 電気の供給の一時停止又は制限

ウズベキスタン共和国における需要家への電気の供給の一時停止又は制限は、電力系統における異常の発生時、又は統一電力系統における需給バランスの維持を図るため、又は電気供給系統の保守を行うため等、公共の利益を保護することを目的として実施するものとする。

需要家への事前通知なしに電気の供給を一時停止又は制限することは、人身事故を防止するため、又は事故を解消する必要がある場合に行うものとする。この場合には、関連系統の運用者は、当該障害又は制限、それらの電気の供給への影響及び予想される継続期間について、速やかに需要家に通知しなければならない。

送電系統又は配電系統における計画的な予防保守作業に伴う電気の供給の一時停止又は制限は、関連系統の運用者が決定する日程に従い行われなければならない。保守日程表は、関連系統の運用者及び電気供給事業者が自社の公式ウェブサイトに掲載しなければならない。関連系統の運用者は、計画的な保守の実施について、電力系統利用規則に定める期間内に事前に需要家に通知しなければならない。

需要家が関連システムの運用者から書面による通知を受けた日から5日以内に、電気供給システムにおける事故又は障害を引き起こす恐れ、又はシステムの安全及び信頼性を損なう恐れがある違反又は悪影響を是正しない場合は、送電システム運用者及び配電システム運用者は、当該需要家への電気の供給を停止することができる(ただし、別途の制度により電気の供給を受ける需要家を除く)。

関連システムの運用者の権限を付与された代表者が、需要家に書面による事前警告を行った後、電気計器の設置、保守又は試験のために需要家の施設への立入りを拒まれ、当該違反が関連システムの運用者から通知を受けた日から5日以内に是正されない場合は、関連システムの運用者は、当該需要家への電気の供給を停止することができる。

送電システム及び配電システムを介した電気の供給の一時停止又は制限の条件は、電力システム利用ルールに定めるものとする。

この条の適用は、送電、配電又は供給に係る契約上の義務の不履行により需要家への電気の供給を一時停止することを妨げない。

## 第62条 生態系、環境保護及び気候変動に係る要件

全ての電力市場参加者は、生態系、環境保護及び気候変動の分野における法令の要件を遵守しなければならない。

## 第10章 雑則

### 第63条 電力市場規制当局による紛争解決

電力市場規制当局は、その権限の範囲内で、次に掲げる紛争及び苦情を検討するものとする。

需要家と電気供給事業者間の紛争

統一電力システムへの接続に係る紛争

許可対象事業の運営に係る紛争

第三者による送電システムへの連系に係る紛争

関連システムの運用者の、品質要件への適合に係る紛争

電力システムへの接続又は系統連系承諾に係る紛争

電気の供給の停止、終止及び制限に係る紛争

電力システム利用ルールの違反に係る紛争

規制料金及び負担金の不当な適用に係る電気事業者間の紛争。

電力市場規制当局は、この法律その他の法令の規定に基づく紛争解決手続を定める詳細な規則を制定するものとする。

紛争のいずれの当事者は、侵害された若しくは争われている権利又は法律により保護される利益の保護を求め、直接裁判所に訴えることができる。

電力市場規制当局は、市場参加者から提出された相手方の苦情及び紛争に係る報告書の受理及び検討を行い、当該紛争の解決を図る包括的な指示を行い、適切な決定を行うものとする。

電力市場規制当局が検討中である紛争の当事者が裁判所に訴えることを決定した場合は、電力市場規制当局は、当該手続きを支援するものとする。

### 第64条 電力市場に係る経過措置

競争的卸電力取引市場が完全に制度化されるまでの間、単一電気購入事業者は、電力市場運営者の機能を果たすものとする。

電力市場の機能が電力市場規則に基づき完全に確立された後、単一電気購入事業者は、この法律第31条に規定される権利及び義務(長期的な電力購入取引に係る権利及び義務を除く。)の履行を終了するものとする。この場合には、電力取引事業を運営するため、単一電気購入事業者は、所定の手続により電力市場規制当局より許可を受けなければならない。

単一電気購入事業者が統一国家事業主体登記簿における登録以前に締結された全ての電力売買契約(取引)に係る権利及び義務は、単一電気購入事業者に移転するものとする。この場合には、当該義務が単一電気購入事業者に移転する際には、取引の相手方に対し、発生する可能性のある損害の補償、取引の部分的又は完全な取り消し、又は義務の早期履行を要求してはならない。

この法律の公布の日から3カ月を超えない範囲内に、単一電気購入事業者は、この法律に規定する標準約款を、電力市場規制当局による承認を受けるために提出しなければならない。電力市場規則は、単一電気購入事業者がそれを制定した後に成立した法的関係に適用されるものとする。

単一電気購入事業者は、電力市場規則の制定の日から3カ月を超えない範囲内に、関連する許可を受けた発電事業者及び電気供給事業者との間で契約を締結しなければならない。

指定管轄行政機関は、この法律の公布の日から3カ月を超えない範囲内に、初期の調達計画を策定し、制定しなければならない。

送電系統運用者及び配電系統運用者は、この法律の公布の日から3カ月を超えない範囲内に、送電及び配電サービスに係る標準約款を策定しなければならない。当該標準約款は、この法律の規定により承認された後に関連系統の運用者が成立させた法的関係に適用されるものとする。

電力市場規制当局は、この法律の施行日から12か月を超えない範囲内に、規制料金及び負担金の設定方法を制定しなければならない。

電力市場規制当局による規制料金及び負担金の設定業務の遂行に係る規定は、市場構想に定める手続及び期間により施行されるものとする。

電力市場規制当局は、この法律の施行日から3カ月を超えない範囲内に、標準約款を承認しなければならない。

許可対象事業を営む全ての主体は、この法律の施行日から3カ月を超えない範囲内に当該許可を受けるため、必要な措置を講じなければならない。

単一電気購入事業者、送電系統運用者又は配電系統運用者がこの法律の施行後に初めて送電又は配電事業の許可を受けた場合には、許可事業者は、この法律に規定する業務の配分に係る要件を履行しなければならない。

電力市場規則の施行日までの間、小売市場における全ての需要家への継続的、安全かつ信頼性の高い電気の供給業務は、指定電気供給事業者が履行するものとする。

#### 第65条 ウズベキスタン共和国の法令の改正又は廃止

ウズベキスタン共和国の次に掲げる法令を改正する。

1. 2021年7月14日付ウズベキスタン共和国法第ZRU-701号「許可、認可及び通知手続について」(ウズベキスタン共和国オリ・マジュリス議院公報、(2021年)第7号661節、(2022年)第4号340節、第5号465節、(2023年)第2号103節、第3号185節、第7号533節、第9号710節、第11号921、923節、(2024年)第1号5、7節、第2号105、112節)に、次のように加える。

1) 第1条に次の5項を加える。

「この法律第1附則の規定によりウズベキスタン共和国エネルギー市場整備・規制庁の権限に属する許可手続は、関連する事業分野における関係を規制する法令に定める手続に従い行われなければならない。」

2) 第1附則に次の第52～59条を加える。

《

52.	発電事業許可	水力発電所による発電事業(揚水システム の事業を含む)	ウズベキスタン共和国エネ ルギー市場整備・規制庁
		火力発電所又は熱電併給所による発電事 業	
		風力による発電事業	
		太陽エネルギーによる発電事業	
		廃棄物又はバイオガスの処理による発電事 業	
		水素による発電事業	
		原子力発電所による発電事業	
		その他の発電所による発電事業	
53.	送電事業許可	送電事業	ウズベキスタン共和国エネ ルギー市場整備・規制庁
54.	配電事業許可	配電事業	ウズベキスタン共和国エネ ルギー市場整備・規制庁
55.	電力貯蔵事業許可	圧縮空気による電力貯蔵事業	ウズベキスタン共和国エネ ルギー市場整備・規制庁
		重力による電力貯蔵事業	
		蓄電池による電力貯蔵事業	
		その他の方法による電力貯蔵事業	
56.	電気供給事業許可	電気の供給事業	ウズベキスタン共和国エネ ルギー市場整備・規制庁

			ギー市場整備・規制庁
57.	単一電気購入事業許可	単一電気購入事業者の事業	ウズベキスタン共和国エネルギー市場整備・規制庁
58.	電力系統運用事業許可	電力系統の運用者の事業	ウズベキスタン共和国エネルギー市場整備・規制庁
59.	電力売買事業許可	電力売買事業 電力輸出入事業	ウズベキスタン共和国エネルギー市場整備・規制庁

》;

3) 第4附則第1節に次の第45～52条を加える。

《

45.	発電事業許可	300
46.	送電事業許可	300
47.	配電事業許可	300
48.	電力貯蔵事業許可	300
49.	電気供給事業許可	300
50.	単一電気購入事業許可	300
51.	電力系統運用事業許可	300
52.	電力売買事業許可	300

》.

2. 2020年1月6日付ウズベキスタン共和国法第ZRU-600号「国家手数料について」の附則(ウズベキスタン共和国オリ・マジュリス議院公報、(2020年)第1号1節、第3号201節、第5号298節、第10号593節、第12号691節、(2021年)第1号第13節、第4号付録、第7号661節、第8号800、803節、第10号968節、(2022年)第2号76節、第3号214、216節、第4号340節、第5号463、464、467節、第12号1186節、(2023年)第2号103節、第3号186節、第4号265、269節、第6号444、445節、第7号538節、第9号710節、(2024年)第1号5、6、7節、第2号101、105、107、108、111、112節)に、次の第51条を加える。

《

51. 電力市場における各事業に係る許可に対し支払う国家手数料		
	発電事業許可	基本計算単位の30倍の金額
	送電事業許可	基本計算単位の30倍の金額
	配電事業許可	基本計算単位の30倍の金額
	電力貯蔵事業許可	基本計算単位の30倍の金額
	電気供給事業許可	基本計算単位の30倍の金額
	単一電気購入事業許可	基本計算単位の30倍の金額
	電力系統運用事業許可	基本計算単位の30倍の金額
	電力売買事業許可	基本計算単位の30倍の金額

》.

次に掲げるものを廃止する。

- 1) 2009年9月30日付ウズベキスタン共和国法第ZRU-225号「電気事業について」(ウズベキスタン共和国オリ・マジュリス議院公報、2009年第9号339節)
- 2) 2013年4月30日付ウズベキスタン共和国法第ZRU-352号「ウズベキスタン共和国の一部の法令の改正について」第44条(ウズベキスタン共和国オリ・マジュリス議院公報、2013年第4号98節)
- 3) 2021年4月21日付ウズベキスタン共和国法第ZRU-683号「ウズベキスタン共和国の一部の法令の改正について」第195条(ウズベキスタン共和国オリ・マジュリス議院公報、2021年第4号付録)
- 4) 2022年11月3日付ウズベキスタン共和国法第ZRU-800号「標準化について」第28条第10項(ウズベキスタン共和国オリ・マジュリス議院公報、2022年第11号1061節)

## 第 66 条 この法律の履行の確保、周知、並びに趣旨及び意義の説明

ウズベキスタン共和国エネルギー省、ウズベキスタン共和国エネルギー市場整備・規制庁及びその他の関係機関は、この法律の履行を確保し、執行者に周知し、国民にその趣旨及び意義を説明するものとする。

## 第 67 条 各法令のこの法律への適合確保

ウズベキスタン共和国閣僚会議は、次に掲げる事項を行うものとする。

各政令をこの法律に適合させること

この法律の公布の日から 3 カ月を超えない範囲内に、この法律第 13 条の要件を考慮し、競争的卸電気市場及び電気小売市場の規則を策定し、制定すること

この法律の公布の日から 3 カ月を超えない範囲内に、この法律第 15 条の要件を考慮し、配電系統利用ルールを策定し、制定すること

この法律の公布の日から 3 カ月を超えない範囲内に、この法律第 16 条の要件を考慮して、単一電気購入事業者の商取引規則を策定し、制定すること

この法律に矛盾する共和国の行政機関の法令の改正又は廃止を確保すること。

## 第 68 条 この法律の施行

この法律は、公布の日から 3 カ月を経過した日から施行する。

ウズベキスタン共和国大統領 シャフカト・ミルジヨエフ

タシケント市

2024 年 8 月 7 日

ZRU-939 号

(国家法令データベース、2024 年 8 月 8 日、第 03/24/939/0595 号)